

令和6年12月2日
防衛省共済組合本部
福祉第2班物資係

令和7年度 防衛省共済組合本部契約商品の供給に関する業者の募集について

防衛省共済組合本部では、全国の自衛隊駐屯地・基地等に所属する組合員の日用雑貨等の生活必需物資を供給する業者を次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 会社経歴書等を提出可能なこと若しくは、令和7・8・9年度全省庁統一資格を有すること。
- (2) 契約の状況又は、信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保されるものであること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に 関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的 をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び上記(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

2 契約形態

あっせん商品契約（別紙のとおり）

3 契約期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）

（契約の有効期間は、1年を超えないものとする。）

4 募集期間

令和6年12月2日（月）から令和7年10月下旬

5 問合せ先等

契約を希望するものは、以下の問合せ先へ電話またはメールをすること。

問合せ先：〒162-8853 東京都新宿区市谷本村町5-1（D棟1階）

防衛省共済組合本部 福祉第2班 物資係

担 当：内村、石井

電 話：03-3268-3111（内線23664）

メール：uchimuramar@maa.mod.go.jp

ishiimai@maa.mod.go.jp

受付時間：10時から17時30分（土日祝日を除く。）